

# 地域防災計画の目的・位置づけ

## ■ 計画の目的

田原本町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、田原本町の町域に係る防災について、町と町域に関係する公共的団体・機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とした計画です。

## ■ 計画の位置づけ

田原本町地域防災計画は、地域の特性を踏まえたうえで、国の防災方針を定めた防災基本計画、奈良県地域防災計画及び各種行政機関等の防災業務計画との整合性及び関連性を有しています。

構成	内容
第1編 総則	この計画の基本方針、町及び防災関係機関等が地震災害、風水害等に対して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害被害等など、計画の基本となる事項を示しています。
第2編 災害予防計画	災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定めています。
第3編 風水害等応急対策計画	風水害の発生や、発生するおそれがある場合の防御措置、災害の拡大防止措置、被災者に対する応急救助の措置について定めています。また、危険物等災害、大規模交通災害などの突発重大事故をはじめ、不測の災害に対応するため、町及び防災関係機関等の活動内容を定めています。
第4編 地震災害応急対策計画	地震発生直後からの人命救助等の活動、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定めています。
第5編 災害復旧・復興計画	災害発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定めています。
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震等の広域災害に備えるため、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策等について定めています。
地域防災計画【資料編】	防災関係の資料、様式等を取りまとめています。

